

公布された規則のあらまし

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第四八号）

1 調理師試験受験願書ほか四様式について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則（規則第四九号）

1 栄養士免許申請書ほか三様式について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第五〇号）

1 所長の専決事項に、特別栽培農産物の認証に関すること（県外事業者に係るものを除く。）を加えることとした。（第九条関係）

2 この規則は、平成二四年一月一日から施行することとした。

佐賀県暴力団排除条例第三十条の規定による県が行う契約からの排除に関する規則（規則第五一号）

1 この規則は、佐賀県暴力団排除条例第三〇条の規定による県が行う契約からの排除（以下「県契約からの排除」という。）に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2 県契約からの排除の対象となる契約及び県契約からの排除を行う期間を定めることとした。（第二条関係）

3 その他所要の事項を定めることとした。

4 この規則は、平成二四年一月一日から施行することとした。

5 佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例施行規則は、廃止することとした。